



今改めて問う「ジェンダー・フリー」の意味

ほりうち
堀内 かおる

「ジェンダー・フリー」の混迷

「ジェンダーフリー」という言葉が否定的意味を伴い世間をにぎわせている。今ここで、あえて「ジェンダーフリー」と表記したのは、タイトルに掲げた「ジェンダー・フリー」と区別して論じようと考えているからである。昨今のジェンダー・バッシング論者は「ジェンダーフリー」と表記し、この言葉を「和製英語」だと批判する。そして、「ジェンダーフリーは『性差の否定』」だと主張する。

こうした状況を見聞するにつけて、この言葉の意味がいまだにきちんと認識されていないことを痛感する。いや、もしかしたらあえて誤認を装った情報操作なのかもしれない、と疑心暗鬼にもなる。そうだとすれば、「ジェンダー・フリー」にかかわる報道や世論の動向を黙って見過ごすわけにはいかない。

そこで本稿では、「ジェンダー・フリー」の言説をめぐるポリティクスを読み解くために、この言葉が本来どのような教育思想に裏付けられて用いられていたのかを明らかにし、この言葉が日本の教育界に導入された経緯と、その意図について再確認したい。

欧米の「ジェンダーと教育」研究の影響

研究分野として「ジェンダーと教育」というカテゴリーが形成されたのは、欧米では1970年代のフェミニズムの台頭を背景としてのことである。1980年代には“隠れたカリキュラム”として教師の言動や教育内容、教材、授業方法から教育環境としての学校の

施設設備に至るまでが、子どもたちにステレオタイプな「あるべき女の子像・男の子像」を植えつけるジェンダー・バイアス（ジェンダーに根ざした固定観念）をはらんでいることが指摘され、比較的「男女平等」だと考えられてきた学校の中に存在している性差別が問題視されるようになった。

ジェンダー・バイアスは女子児童・生徒に対する差別という側面のみならず、男子児童・生徒に対する「男らしさ」規範に根ざした抑圧となることが指摘されてきた。これらの知見は、主に学校現場での観察に基づくエスノグラフィックな研究によって実証され、多くの文献を通して世に問われることになった。この分野の問題を提起した基本文献で日本でも翻訳されているものに、M.サドカーとD.サドカーによる『「女の子」は学校でつくられる』（川合あさ子訳、時事通信社、1996年）やS.アスキューとC.ロスによる『男の子は泣かない——学校でつくられる男らしさとジェンダー差別解消プログラム』（堀内かおる訳、金子書房、1997年）などがある。前者はアメリカの学校を舞台に、主として女子児童・生徒が被っている性差別を明らかにしたものである。後者は、イギリスの中等学校を舞台に、男子生徒がどのようにして「男らしく」あることを強いられ、学校文化を生き抜いているのかを示している。日本では、これらの文献の翻訳書や学校教育の中のジェンダー問題を提起する図書が1990年代後半に相次いで出版され、日本における「ジェンダーと教育」研究に弾みを付けることになった。

学校における性差別を指摘した文献は、

1990年代後半に至る以前に日本でも出版されていた。例えば当時朝日新聞記者であった佐藤洋子による『女の子はつくられる』(白石書店, 1977年)の問題意識は、学校での女子児童・生徒への差別としてのジェンダー問題に関する今日の議論に引き継がれている。

しかし、この文献をはじめとする日本の男女平等教育の流れを汲む文献と、1990年代後半に欧米の「ジェンダーと教育」研究の成果として「輸入」された文献には、顕著な相違がある。それは、1990年代後半に発行された文献が、学校の中で子どもたちにもたらされている性差別の実態を「ジェンダー」という言葉で切り取って見せた点である。「ジェンダー」という言葉は、それまで言われてきた「性差別」という概念にかかわって、私たちの身体が性別規範ののっとして「つくられていく」プロセスの中にこそ、差別が生まれるということを論証するキーワードであった。

このごろ耳にするジェンダー・バッシング論者の言説で、ジェンダーという「外来語」を使用せずに日本語で表現すべきだという見解があるが、なぜ「ジェンダー」という「外来語」をあえて使用しなければならなかったのかといえば、日本語の語彙では表現不可能なニュアンスを含む言葉が、社会における性差別構造の論証には必要とされたからである。つまり、それまでの日本社会には、性差別を的確に可視化するための言葉がなかった(=だから「性差別」が「性差別」として認識されずに済んできた)ということの意味する。

ジェンダー概念を再考する

ジェンダーとは、「社会的・文化的につくられる性別」とみなされる。J.W.スコットは、ジェンダーのことを、「肉体的差異に意味を付与する知」だと論じた(J.W.スコット, 荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』平凡社, 1992年)。

スコットによるジェンダーの定義が画期的なのは、ジェンダーが社会的な構築物に他ならないことを示した点にある。何よりも、当該社会の人々、そしてそれらの人々によって形成される「世論」によって、「意味づけられた性別」が、ジェンダーなのである。

何を根拠に「女性」とみなすのか「男性」とみなすのか。今日、われわれの身体は、社会や文化と無縁ではありえない。「性別」というひとつのカテゴリーも、文化的産物として意味づけられる。どのような文化的背景に基づく価値観をもっているかによって、「性別」概念のとらえ方も異なってくるだろう。

ジェンダー・バッシング論者は、男女は元来「異なっている」という前提で、それぞれの性別にふさわしい役割や行動様式があると見なす「価値観」をもっている人々であろう。このような考えに依拠すれば、性別役割にのっとした「男女の協力」こそ「男女共同参画」のあるべき姿と見なされよう。

しかし、1999年に制定された男女共同参画社会基本法では、社会の制度や慣行が「性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす」と指摘され、社会制度や慣行が及ぼす影響を中立なものにすべきだと述べられている(第4条)。つまり、あらかじめ性別によって異なる役割期待を前提とすることは、同法によって明確に否定されているのである。付け加えると、同法によって否定されているのは性別に基づく社会的役割の側面として現われる性差であり、これはジェンダーのことである。

「ジェンダー・フリー」という言葉をおそらく日本で初めて使用した文献は、(財)東京女性財団(当時)による研究報告書「ジェンダー・フリーな教育のために」(1995年)であろう。同書の中で、「ジェンダー・バイアスの修正こそが、性的不平等を是正するために必要であり、そ

れが達成された社会が『ジェンダー・フリー』な社会ではなからうか」と述べている (p.7)。ここで指向されている社会とは、「男女共同参画社会」と同義と見なして問題はなからう。「ジェンダー・フリー」とは性差にとらわれない」という意味であり、男女共同参画社会基本法の精神に根ざしている。それがなぜ、「性差の否定」という批判を受け「男女共同参画」とは異なる極論として、糾弾されるのだろうか。

教育学説に見る「ジェンダー・フリー」

「ジェンダー・フリー」を和製英語だと批判する意見に対しては、明確にそれを否定しておきたい。1994年にアメリカで刊行されたフェミニズムと教育に関する論文集^{注1)}には、バーバラ・ヒューストンによる「Should public education be gender-free?」と題する論文が収録されている。論文では gender-free と記述され、「ジェンダー」と「フリー」がハイフンで結ばれている。この原著の英文表記に即すると、「ジェンダーフリー」と一語で記すのは正確さを欠く。けれども、「ジェンダー・フリー」という言葉は存在し、英語圏で使用されているのである。また、ドイツの教育学者ハンネローレ・ファウルシュティッヒ・ヴィーラントもヒューストンの同論文を取り上げ、「ジェンダー・フリー」な教育の意義について検討している(池谷壽夫監訳『ジェンダーと教育-男女別学・共学論争を超えて』青木書店、2004年)。

ヒューストンはこの論文において、「ジェンダー・フリー」の教育が3つの異なる立場から主張されていると述べる。それは第1に、「教育事象に関して生起するジェンダー差を抹消することによって、ジェンダーの存在を無視しようとする」立場であり、第2に、「ジェンダーを無視できる、気を配る必要のないものとみなす」立場であり、第3は「ジェンダー・バイアスからの自由」という意味として「ジェ

ンダー・フリー」を位置づける立場である(堀内 2001)。言うまでもないがヒューストンが支持するのは第3の見解、つまり「ジェンダー・バイアスからの自由」としての「ジェンダー・フリー」である。

ここで指摘されている第1の立場は、今日のジェンダー・バッシング論者が批判の常套句として取り上げる「男女なんでも一緒にすること(例:更衣室)」というような言説が当てはまるだろう。

ジェンダー・バッシング論者が言うような「男女を何でもどんなときでも同じ扱いをすること」が「男女平等」だと考える教育実践を「ジェンダー・フリー教育」とみなす論調には、私は賛成できない。なぜならこのような実践が依拠している「男女平等」観があまりにも単純なものだからである。学校の中で男女が共に活動することの意義について十分に理解するとともに、男女を分けることによってこそ一人ひとりの子どもの人権や個性が尊重される場合もあることを考慮し、「男女の「差別」と「区別」の境界線をどこに引いたらよいか丁寧な検討を重ねる必要がある。

ところで、こういう議論を提起すると、必ず「だから『男女混合名簿』など形式的に男女一緒にすればよい、というものだから無意味だ」というような、「わが意を得たり」というジェンダー・バッシング派の声が聞こえてきそう。このような男女混合名簿無用論に対しては、明確に「それは間違った見解である」と指摘しておくことにしよう。名簿を男女で分けることの意味は何なのか。ちなみに学校教育でも大学では、当然のように男女混合名簿である。最近ではジェンダー・バイアスによらない名前が増えてきて、名簿を一見して学生の性別がわからない場合が多い。それで何か支障があるかと言えば、何も問題はない。出席をとる際に、すべての学生を「さん」付けで呼べばよいだけのことなのだから。

小学校から高等学校までの段階で、なぜ男女別名簿にこだわってきたのか。それは、教師（学校）側が児童・生徒を管理しやすいからである。人数の把握、成績や健康の記録、移動教室での部屋割りなど、男女別名簿があれば効率よく子どもたちの実態を掌握できる。それが日本の教育の「伝統」だったということなのだ。個性に応じた教育と言いながら、性別というフィルターを取り払って一人ひとりの子どもの見取りにつながる男女混合名簿の使用に抵抗感を示す学校現場、そして教師たち。教育の本質とは何か、誰のための教育なのかを問い直してほしいと思う。

ヒューストンは、学校教育は「ジェンダー・フリー」であるべきなのかという問いを投げかけ、「ジェンダー・フリー」な状況に到達するためのプロセスとして「ジェンダー・センシティブ (gender-sensitive)」な視点で学校教育全体を見直さねばならないと論じる。ジェンダーに敏感な感性をもって性差別を見抜く視点である「ジェンダー・センシティブ」とは、アメリカの教育哲学者であるジェイン・ローランド・マーティンの論考に依拠している。マーティンの理論は、村井実監訳『女性にとって教育とは何であったか』（東洋館出版社、1987年）に詳述されている。

ジェンダーと教育の問題に関して、これらの国内外の先行研究をふまえた共通理解のもとで、建設的な議論を重ねたいと思う。今必要なのは、大人たち自身の個人的な価値観に根ざした感情論としてではなく、次世代の子どもたちが生きる社会に向けて、変えなければならないこと・伝えるべきこととは何か、という観点に根ざした議論である。何よりも、「ジェンダー・フリー」な教育の主人公は、子どもたちだということを忘れずにいたい。

（横浜国立大学教育人間科学部助教授）

注1) Stone, Lynda ed. (1994) *The Education Feminism Reader*, New York: Routledge

引用文献：堀内かおる (2001)『教科と教師のジェンダー文化』ドメス出版